

大阪市告示第934号

令和 7 年 7 月 1 日から供用を開始する港湾施設について、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第 5 項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

令和 7 年 6 月 30 日

大阪市長 横 山 英 幸

施設の種類	名 称	位 置	面 積	摘 要
荷さばき地	第 1 ・ 2 ・ 3 突堤 地区荷さばき地	大 阪 市 港 区 海 岸 通 3 丁 目 及 び 4 丁 目	4769.18 m ²	増 設

（大阪港湾局施設管理部海務課）